

## 令和8年度 新規採用職員を紹介します

4月から新たに採用された職員が勤務しています。町民の皆さん、よろしくお願いします。



## ポスターやリーフレットで宿泊税の周知を進めています

10月1日から宿泊税の課税を開始します。宿泊される方への周知を目的に、宿泊税周知ポスターおよび案内リーフレットを作成し、町内の宿泊施設等へ配布しています。併せて、宿泊業を営む方に特別徴収義務者の登録申告をお願いしています。

また、宿泊税への対応に必要なレジシステム改修などを支援するため、宿泊税レジシステム改修費等補助金制度を設けています。

宿泊税の制度内容や各種手続きについては、町ホームページをご確認ください。

### ○宿泊税の概要

- ①開始 令和8年10月1日
- ②対象 町内の宿泊施設に宿泊される方
- ③税額 100円～3,000円(宿泊料金に応じて変動します)

※宿泊税は、観光振興や観光インフラ整備など、町の魅力向上に活用していきます。

### ■広報資料

宿泊税の目的や税額、活用内容などが分かりやすいポスターおよびリーフレットを配布しています。

※町ホームページからもご確認いただけます。

■問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936



ホームページ

## 参加しよう まちづくり懇談会

町民の皆さんの声を町政運営に反映させるため、まちづくり懇談会を開催します。

参加には事前申し込みが必要です。また、ご意見とご提案を募集します。当日は、お寄せいただいた内容を中心に意見交換をさせていただきますので、ぜひご応募ください。

### ■申込方法

- ①町ホームページの専用フォームから入力
- ②LINE→参画→まちづくり懇談会から入力
- ③専用用紙を記入し、持参、または郵送

■締切り 5月18日(月)

■提出先 企画政策課または各支所

■問合せ 企画政策課広報聴係 ☎72-6935

Fax 72-1133 〒329-3292 寺子丙3-13

※時間は、  
午後6時30分から  
8時頃まで



ホームページ



町公式LINE  
アカウント